



民商にご相談ください！

新型コロナウイルスでお困りの方！

融資・助成金で商売を守ろう

※2020年6月1日現在の制度

第1回・2回 感染拡大防止協力金 (東京都)

【対象】緊急事態措置期間中に（第1回4月16日～5月6日）（第2回5月7日～25日）までの期間において休業、営業時間短縮の要請など協力した中小業者。第2回申請受付6/17～7/17。

50万円

複数の店舗所有の場合

100万円

※理美容業向け協力金。4/30～5/6まで休業した事業者へ**15万円**、2店舗以上30万円。

無利子・無担保の融資 (政策金融公庫)

上限3,000万円

(3年実質無利息。返済15年。元金据置5年)

新型コロナウイルス感染症特別貸付などの融資制度と特別利子補給制度をあわせて、実質的に無利子無担保で融資を受けることができます。

※5/1～制度融資利用で民間金融機関でも同等の融資を実施。

持続化給付金

※受付期間5月1日～2021年1月15日

中小企業やフリーランスなどで、売上げが前年同月比で50%以上減少している方。

法人 上限200万円 個人事業主 上限100万円

給付額＝前年の総売上（事業収入）

－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

※上記の算出により、法人は200万円以内、個人事業主等は100万円以内を支給。

雇用調整助成金 (ハローワーク)

- ・中小企業には従業員の休業手当 5 分の 4 を助成。(解雇等行わない場合は 10 分の 9)
- ・小学校などの休校に伴う休業補償。従業員 8,330 円、個人事業主・フリーランス 4,100 円。

生活福祉資金貸付制度 (社会福祉協議会)

- 【対象】休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った方。
- ・一時的な資金最大で 10 万円。・学校等の休校における休業、個人事業主等の特例 20 万円以内。
 - ・据置 1 年以内。償還期限 2 年以内。償還時において、住民税非課税世帯の償還は免除できます。
 - ・総合支援資金は、最大月 20 万円 (2 人以上) を 3 月以内 (最大 60 万円)。

住宅確保給付金 (社会福祉協議会・市区町村など)

新型コロナの影響で離職・廃業と同程度の状況に陥り住居を失うおそれある場合。家賃の 4 分の 3、原則 3 か月 (3 か月延長可、最大 9 か月) 支給額目安、単身世帯 53,700 円、3 人世帯 69,800 円

家賃支援給付金 (テナント家賃・予算成立後に実施予定)

【給付対象者】5 月～12 月 において①1 カ月の売上高が前年同月比で 50%以上減少 ②連続する 3 ヶ月の売上高が前年同期比で 30%以上減少 【給付額】支払家賃 (月額) の 3 分の 2～3 分の 1。給付額 (月額上限：個人 50 万円、法人 100 万円) の 6 倍 (6 カ月分) を支給。

税金・社会保険料等減免・猶予

【対象】2 月以降、1 か月程度の間に入収入が前年同時期比で約 2 割減った事業者。所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税などの地方税の徴収が「1 年間猶予」(担保不要、延滞税免除)。そのほかにも電気・ガス・水道料金、事業用固定資産税も減免制度あります。

カラオケ著作権料の減免 (ジャスラック)

- ・新型コロナの影響により自粛休業などした場合、月額利用料の 25%～100%減額。

みんなで力を合わせて生き延びよう

- 検査、療養、感染者の自己隔離を無料に
- 売上減の全業者・フリーランスに休業補償を
- すべての人に生活保障を
- 個人事業主、フリーランスが安心できる休業補償を!
- 消費税は 0 に (いますぐ 5%)
- 税金、社会保険料、融資などの返済、延滞金、利息の凍結を

ご相談は民商へ!